



8 育成医療の給付

身体に障がいのある児童（１８歳未満）または、医療を受けずにそのまま放置すると将来、障がいを残すと認められる疾患がある児童（１８歳未満）で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果ができる場合、その障がいの除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費が給付されます。

対象者

- ・ １８歳未満の身体に障がいのある児童
- ・ １８歳未満の疾患を放置すれば、将来障がいが残ると認められる児童

対象となる障がい

- 1 視覚障がい
- 2 聴覚、平衡機能の障がい
- 3 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい
- 4 肢体不自由
- 5 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸または肝臓の機能の障がい
- 6 先天性の内臓の機能の障がい（５に掲げるものを除く）
- 7 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい

有効期間

原則、３カ月以内

※更生医療の内容によっては、最長１年まで認められるものもあります。

※継続して受給を希望される場合は、更新の手続きが必要となります（人工透析療法などで治療が長期間に及ぶ場合）。

自己負担額

原則、医療費の１割です。ただし、世帯の課税状況によって自己負担上限月額が決められます。

手続きに必要なもの

- ① 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（治療前に申請してください）
- ② 自立支援医療（育成医療）意見書（主治医に記入してもらってください）
- ③ 健康保険証
- ④ 印鑑

手続き・問い合わせ先

役場福祉課保健福祉室福祉担当 0156-25-2216（直通）